

長期療養特例の実施状況について (平成29年度)

厚生労働省健康局健康課予防接種室

長期療養特例の概要

○ 制度の概要

免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾患等により、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅してから2年以内に接種をすれば、定期接種として接種を受けることができるよう、予防接種法施行令に特例措置が設けられている。

○ 特例措置が適用される要件(予防接種法施行令第1条の3第2項)

1. 接種の対象年齢の間に、
2. 疾患による予防接種不适当要因が生じ、接種期間が十分に確保できず、特別な事情により予防接種を受けることができなかつたと認められる場合であつて、
3. 当該特別の事情が解消された後、2年以内（高齢者の肺炎球菌感染症については1年）に接種した場合は、定期の予防接種として取り扱う（ただし、薬事承認で対象が限定されているものや医学的に限定が必要なものについては、個別に接種年齢の上限を設定）。

○ 特別の事情(予防接種法施行規則第2条の5)

1. 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかつたこと
 - ①重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - ②白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - ③①又は②の疾病に準ずると認められるもの
2. 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）
3. 医学的知見に基づき1又は2に準ずると認められるもの

長期療養特例の実施状況について

平成29年4月から平成30年3月末までに厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況（1,706件）について取りまとめた結果は以下のとおり。

疾病分類別報告数

分類	件数
膠原病	288
悪性新生物	278
慢性心疾患	269
神経・筋疾患	229
慢性呼吸器疾患	97
血液・免疫疾患	106
先天異常	116
慢性腎疾患	86
慢性消化器疾患	69
アレルギー疾患	66
先天性代謝異常	13
内分泌疾患	2
その他	87
計	1706

ワクチン種類別報告数

分類	件数
MR	570
BCG	366
水痘	300
日本脳炎	53
DPT-IPV	38
高齢者肺炎球菌	79
IPV	47
Hib	59
小児用肺炎球菌	46
DT	40
DPT	0
B型肝炎	340

※複数接種については重複して計上

(参考) 過去の長期療養特例の実施状況について

平成25年度から平成28年度に厚生労働省へ報告があった長期療養特例の実施状況は以下のとおり。

<疾病分離別報告数>

分類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
悪性新生物 (白血病含む)	127	158	154	220
慢性心疾患	105	155	187	194
膠原病	91	115	214	226
神経・筋疾患	89	152	190	170
慢性呼吸器疾患	48	107	85	117
先天異常	43	48	62	70
血液・免疫疾患	42	77	92	76
慢性消化器疾患	42	55	70	63
慢性腎疾患	40	58	47	66
アレルギー疾患	39	57	61	57
その他	36	19	63	76
先天性代謝異常	4	8	6	9
内分泌疾患	2	0	2	8
合計	708	1009	1233	1352

<ワクチン種類別報告数>

分類	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
MR	420	498	478	540
BCG	199	374	375	388
IPV	30	40	60	44
PCV	27	39	40	29
DT	26	27	34	26
Hib	24	41	60	32
日本脳炎	20	34	73	67
DPT	18	0	9	2
DPT-IPV	13	40	51	50
水痘	—	16	212	287
高齢者 肺炎球菌	—	0	41	47

※ 複数接種については重複計上